平成２３年（フ）第２９３２号
大阪府摂津市鶴野２丁目９番２―105号
債務者　瀧川晃士郎
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９３３号
大阪府摂津市鶴野２丁目９番２―105号
債務者　瀧川麻由美
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９９２号
大阪市都島区高倉町１丁目８番13―513号
債務者　吉田　英次
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０８９号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目７番４―402号
債務者　森　　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３８１号
大阪市東住吉区北田辺１丁目３番７―401号
債務者　田島　里香
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３９７号
大阪府豊中市曽根東町４丁目３番39号、事業所在地大阪市北区曽根崎新地１－１―17バーボンストリートビル２階
債務者　ペルソナこと　川俣百合子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４３５号
大阪市平野区平野南２丁目５番20号
債務者　大家　由紀
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６１号
大阪市住之江区南港中２丁目２番41―1111号
債務者　桜井　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４７９号
大阪市西成区梅南１丁目６番19号梅南マンション205号
債務者　田中　重弘
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５０２号
大阪市都島区都島北通１丁目20番２号　マルニコーポ都島第１―315号
債務者　川越　織絵
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５２９号
大阪市西成区天下茶屋１丁目29番15号
債務者　江口　晴美
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５３１号
大阪市西区靱本町２丁目７番７―209号
債務者　納　　邦子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５３９号
大阪市城東区蒲生１－１―17―301、住民票上の住所堺市南区赤坂台３丁９番36―201号
債務者　大西　和枝
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６４０号
大阪府枚方市春日東町２丁目３番６―301号
債務者　松賀　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６４３号
大阪府守口市日吉町２丁目14番１―302号
債務者　梶　　美香
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６４４号
大阪市東成区大今里南６丁目16番20―614号
債務者　森本　竜夫
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６４５号
大阪府豊中市宝山町５番10―102号
債務者　遠藤ちとせ
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６４６号
大阪市平野区長吉長原１丁目４番９―406号
債務者　伊藤　信子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部